天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和４年１０月７日（金）午前９時59分～午前10時35分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ｂ　会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　君　　　　　　　　２番　　欠員

３番　　中嶋喜代次　君　　　　　　　　５番　　藪内　清光　君　　　　　　　　６番　　藏本　純次　君　　　　　　　　７番　　𠮷田　幸雄　君　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　君　　　　　　　　９番　　龍見　喜朗　君　　　　　　　　10番　 松井　義憲　君

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　君　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏　君

　　　前栽地区　　庄司　茂治　君　　　　　井戸堂地区　　松本　和成　君

二階堂地区　　松本　淸一　君　　　　朝和西部地区　　野田　潤一　君　　　　朝和東部地区　　南浦　康男　君　　　　　　柳本地区　　杉田　義正　君

　櫟本地区　　奥出　善嗣　君　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦　君

・事務局職員　局長　　奥田　　彰　 　　　　　主幹　　藪　　英一

・欠席委員

　（農業委員）　４番　　榎堀　秀樹　君

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第３号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第４号　　その他

　　　　　　　市街化区域の専決処分について（報告）

事務局長（奥田彰君）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。皆様お揃いですので、ただ今より10月定例委員会を開催いたします。

　委員会に先立ちまして、去る９月18日、森下農業委員さんがご逝去されました。

謹んでお悔やみ申しあげますとともに、故人のご冥福をお祈りし、１分間の黙とうを捧げたいと思います。

　皆様、ご起立お願いいたします。黙とう。お直りください。ご着席ください。

本日、榎堀委員から欠席の連絡を受けております。

出席の農業委員は８名で、定数の過半数を超えておりますので、委員会は成立しております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲君）

皆様、早朝より委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

森下委員さんには心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

まず、10月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

　ご同意いただけましたので、３番　中嶋委員と、５番　藪内委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲君）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」２件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲渡人が耕作できないため、隣地の譲受人が買い受ける所有権移転　売

買です。場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

以上、２件の申請は、天理市農業委員会が定める下限面積（耕作面積）の2,000㎡も超え、また、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、委員会で処理することといたします。

次に、議案第２号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願い

ます。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第２号　農地法第５条に関する許可申請について説明させていただきます。

議案書４ページをご参照願います。

本申請につきましては、令和４年９月30日に藏本委員とともに現地調査を行いました。資料番号１の農地現地調査表も併せてご参照ください。

１番申請は、太陽光発電設備を転用目的とする所有権移転　売買です。

申請者及び申請地は１番表記のとおり、また、転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分はＪＲ長柄駅からおおむね300ｍに存する農地の第３種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど農地法第５条第２項各号にも該当しないため、転用に問題ないと考えます。

また、天理市太陽光発電設備設置条例による天理市環境政策課との事前協議も済んでおります。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達い

たします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画７件について説明いたします。議案書５ページをご覧ください。

それでは１番から３番までを一括説明させていただきます。

利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

次に、４番、５番、６番、７番は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。すべて、なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、いずれも水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

　次に、議案第４号　その他「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第４号　その他　令和４年９月分の市街化区域転用の届出について、ご報告いたします。令和４年９月の市街化区域転用届出はございませんでした。

議長（松井義憲君）

　ただいまの報告のとおり、９月分の市街化区域の専決処分はございませんでした。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

議長（松井義憲君）

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰君）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・令和５年版　農業委員会手帳について

　・令和３年度　活動記録簿集計結果について

議長（松井義憲君）

それではこれをもちまして10月の定例委員会を閉会させていただきます。

皆様ご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ４年　１０月　１１日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員